

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文
 領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の額）</p> <p>第一条 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）がその行う事務の処理に関して徴収する手数料の額は、第一号に掲げる事務一件については遺産の額の百分の二に相当する額、第二号、第十三号から第十七号まで及び第十九号から第三十号までに掲げる事務各一件については当該在外公館の所在国ごとに当該国の通貨をもつて外務省令で定める額とする。ただし、これらの額を外国貨幣換算率（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。以下同じ。）によつて換算した邦貨額は、当該各号に定める金額の範囲内でない。</p> <p>一〜十七（略）</p> <p>十八 削除</p> <p>十九〜三十（略）</p> <p>二〜四（略）</p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第一条 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）がその行う事務の処理に関して徴収する手数料の額は、第一号に掲げる事務一件については遺産の額の百分の二に相当する額、第二号及び第十三号から第三十号までに掲げる事務各一件については当該在外公館の所在国ごとに当該国の通貨をもつて外務省令で定める額とする。ただし、これらの額を外国貨幣換算率（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。以下同じ。）によつて換算した邦貨額は、当該各号に定める金額の範囲内でない。</p> <p>一〜十七（略）</p> <p>十八 船員の雇入契約の公認 三百十円以上五百九十円以下</p> <p>十九〜三十（略）</p> <p>二〜四（略）</p>

船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 船員法（以下「法」という。）の規定による事務で、次に掲げるものは、国土交通大臣のほか、法第百四条第一項に規定する市町村長も行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、法第百四条第一項に規定する市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十七条の雇入契約の成立等の届出の受理及び法第三十八条の雇入契約の確認に関すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>2）4（略）</p>	<p>1 船員法（以下「法」という。）の規定による事務で、次に掲げるものは、国土交通大臣のほか、法第百四条第一項に規定する市町村長も行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、法第百四条第一項に規定する市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十七条の雇入契約の公認に関すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>2）4（略）</p>

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）</u>（<u>第二条第二項に規定する内航運送をする事業であつて、総トン数四十トン未満の船舶により行うもの</u>）</p> <p>三 （略）</p>	<p>第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める事業は、左に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）による内航運送業であつて、総トン数四十トン未満の船舶により行うもの</p> <p>三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 船員職業安定法（昭和二十二年法律第百三十号）<u>第百十一条第一号</u>に規定する罪</p> <p>十四～三十一 （略）</p>	<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 船員職業安定法（昭和二十二年法律第百三十号）<u>第六十四条第一号</u>に規定する罪</p> <p>十四～三十一 （略）</p>

改正案	現行
<p>船員法第二百一十一条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 船員手帳の交付又は書換えを申請する者 千九百五十円</p> <p>二 船員手帳の訂正を申請する者 四百三十円</p> <p>三 衛生管理者の試験を受けようとする者 五千四百円</p> <p>四 衛生管理者の資格の認定を申請する者 二千六百円</p> <p>五 衛生管理者適任証書の再交付を申請する者 二千二百五十円</p> <p>六 救命艇手の試験を受けようとする者 五千円</p> <p>七 救命艇手の資格の認定を申請する者 二千五百円</p> <p>八 救命艇手適任証書の再交付を申請する者 二千五百円</p>	<p>船員法第二百一十一条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、次のとおりとする。ただし、同法第二百三条の規定に基づき同法の事務を行う領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）に対して雇入契約の公認を申請する者が納付しなければならない手数料の額については、領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）の定めるところによる。</p> <p>一 雇入契約の公認を申請する者 四百三十円</p> <p>二 船員手帳の交付又は書換えを申請する者 千九百五十円</p> <p>三 船員手帳の訂正を申請する者 四百三十円</p> <p>四 衛生管理者の試験を受けようとする者 五千四百円</p> <p>五 衛生管理者の資格の認定を申請する者 二千六百円</p> <p>六 衛生管理者適任証書の再交付を申請する者 二千二百五十円</p> <p>七 救命艇手の試験を受けようとする者 五千円</p> <p>八 救命艇手の資格の認定を申請する者 二千五百円</p> <p>九 救命艇手適任証書の再交付を申請する者 二千五百円</p>

改正案	現行
<p>(船員職業安定部会)</p> <p>第一条 船員労働委員会は、船員職業安定法第五十五条第五項並びに第九十五条第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、その定めるところにより、船員職業安定部会(以下「部会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(専門委員)</p> <p>第三条 船員職業安定法第五十五条第五項並びに第九十五条第一項及び第二項の規定による所掌事務に関し専門の事項を調査審議させるため、船員中央労働委員会にあつては六人又は三人の、船員地方労働委員会にあつては三人の専門委員を置くことができる。</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(船員職業安定部会)</p> <p>第一条 船員労働委員会は、船員職業安定法第五十七条第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、その定めるところにより、船員職業安定部会(以下「部会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(専門委員)</p> <p>第三条 船員職業安定法第五十七条第一項及び第二項の規定による所掌事務に関し専門の事項を調査審議させるため、船員中央労働委員会にあつては六人又は三人の、船員地方労働委員会にあつては三人の専門委員を置くことができる。</p> <p>2 4 (略)</p>

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（損失補償の対象となる事業）</p> <p>第十六条 法第十三条第一項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）<u>第二条第二項に規定する内航運送を</u>する事業で、総トン数四十トン未満の船舶により行うものとする。</u></p>	<p>（損失補償の対象となる事業）</p> <p>第十六条 法第十三条第一項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）<u>第二条第三項に規定する内航運送業</u>で、総トン数四十トン未満の船舶により行うものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（船員に関する特例）</p> <p>第五条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、第二条第一項第五号中「法第七条」とあるのは「法第十六条の規定により読み替えて適用される法第七条」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、「労働基準監督署長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、前条第一項第一号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第二項本文の賃金又は当該退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬又は当該退職前の労働に対する割増手当若しくは歩合金若しくは当該退職に係る補償休日手当若しくは」と、同条第二項中「労働基準法第二十四条第二項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬並びに基準退職日以前の労働に対する割増手当及び歩合金並びに基準退職日にした退職に係る補償休日手当及び」とする。</p>	<p>（船員に関する特例）</p> <p>第五条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、第二条第一項第五号中「法第七条」とあるのは「法第十六条の規定により読み替えて適用される法第七条」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、「労働基準監督署長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、前条第一項第一号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第二項本文の賃金又は当該退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬、当該退職前の労働に対する割増手当若しくは歩合金又は当該退職に係る補償休日手当若しくは」と、同条第二項中「労働基準法第二十四条第二項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬並びに基準退職日以前の労働に対する割増手当及び歩合金並びに基準退職日にした退職に係る補償休日手当及び」とする。</p>

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第三条第一項の規定の適用を受ける内航海運業及び同法第二十七条の規定により同項の規定が準用される内航海運業に相当する事業</p> <p>九～十六 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第三条第一項の規定の適用を受ける内航海運業及び内航船舶貸渡業並びに同法第二十七条の規定により同項の規定が準用される内航海運業に相当する事業</p> <p>九～十六 （略）</p>

改 正 案

現 行

（船員法の規定を適用する場合の読替え）
 第四条 法第十四条第一項の規定により船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定を適用する場合における同条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（船員法の規定を適用する場合の読替え）
 第四条 法第十四条第一項の規定により船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定を適用する場合における同条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る船員法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条第二項	、手当及び食費	及び手当
第百十四条第一項	失業手当、送還手当、傷病手当	傷病手当
第百十四条第二項	雇止手当又は予後手当	予後手当
第百十五条	失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償	災害補償
第二百一十一条の二	船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定	船員手帳の交付、訂正又は書換え
第百四十七条	「十二日」と、「三日」とあるのは「二日」と	「十二日」と

（賃金の支払の確保等に関する法律等の規定を適用する場合の読替え）

読替えに係る船員法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条第二項	、手当及び食費	及び手当
第百十四条第一項	失業手当、送還手当、傷病手当	傷病手当
第百十四条第二項	雇止手当又は予後手当	予後手当
第百十五条	失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償	災害補償
第二百一十一条の二	雇人契約の公認、船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定	船員手帳の交付、訂正又は書換え
第百四十七条	「十二日」と、「三日」とあるのは「二日」と	「十二日」と

（賃金の支払の確保等に関する法律等の規定を適用する場合の読替え）

2 法第十四条第五項の規定による賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第六十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第五條</p> <p>賃金又は当該退職に係る</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読替えに係る賃金の支払の確保等に関する法律施行令の規定</p>
			<p>賃金又は当該退職に係る</p> <p>賃金</p>
<p>賃金又は当該退職に係る</p> <p>賃金</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>賃金</p>	<p>給料その他の報酬又は当該退職前の労働に対する割増手当若しくは歩合金若しくは当該退職に係る補償休日手当若しくは</p>
			<p>賃金及び基準退職日にした退職に係る</p> <p>賃金</p>
<p>賃金及び基準退職日にした退職に係る</p> <p>賃金</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>賃金</p>	<p>給料その他の報酬並びに基準退職日以前の労働に対する割増手当及び歩合金並びに基準退職日にした退職に係る補償休日手当及び</p>
			<p>給料その他の報酬</p> <p>賃金</p>

2 法第十四条第五項の規定による賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第六十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第五條</p> <p>賃金又は当該退職に係る</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読替えに係る賃金の支払の確保等に関する法律施行令の規定</p>
			<p>賃金又は当該退職に係る</p> <p>賃金</p>
<p>賃金又は当該退職に係る</p> <p>賃金</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>賃金</p>	<p>給料その他の報酬、当該退職前の労働に対する割増手当若しくは歩合金又は当該退職に係る補償休日手当若しくは</p>
			<p>賃金及び基準退職日にした退職に係る</p> <p>賃金</p>
<p>賃金及び基準退職日にした退職に係る</p> <p>賃金</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>賃金</p>	<p>給料その他の報酬並びに基準退職日以前の労働に対する割増手当及び歩合金並びに基準退職日にした退職に係る補償休日手当及び</p>
			<p>給料その他の報酬</p> <p>賃金</p>

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			
五 削 除	標 準 事 務	手 数 料 を 徴 収 す る 事 務	金 額
現 行			
五 船員法第百四 条第一項の規 定により市町 村が処理する 事務に関する 政令（昭和二 十八年政令第 二百六十号） （第一項第二 号の規定に基 づく雇入契約 の公認に関する 事務	標 準 事 務	手 数 料 を 徴 収 す る 事 務	金 額
		船員法第百四 条第一項の規 定により市町 村が処理する 事務に関する 政令第一項第 二号の規定に 基づく雇入契 約の公認の申 請に対する審査	四 百 三 十 円

改 正 案

現 行

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
海事分科会	一 海運、港湾運送、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。 二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
（略）	（略）

名称	所掌事務
（略）	（略）
海事分科会	一 海運、港湾運送、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。 二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
（略）	（略）

2
~
6

(略)

2
~
6

(略)